

新発田市地域公共交通活性化協議会公印規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新発田市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第 2 条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新発田市地域公共交通活性化協議会長之印

(公印のひな型及び寸法)

第 3 条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第 4 条 事務局長は、公印台帳(別紙様式第 1 号)を作成し、整理、保存をしなければならない。

(公印の管理方法)

第 5 条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは容器に納め、施錠のうえ事務局長が管理する。

(公印の使用)

第 6 条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得るものとする。

(公印の新調又は廃止)

第 7 条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）新発田市地域公共交通活性化協議会長之印

寸法 方21mm

新発田市地 域公共交通 活性化協議 会長之印

様式第1号（第4条関係）

公 印 台 帳

公印名			
新 調	年 月 日	廃 止	年 月 日
理 由		理 由	
印 影		書 体	
		寸 法	